

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定によつて、甲山町赤屋土地改良区の解散を平成三十年八月十五日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの認可の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

平成三十年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦